

居宅介護支援 事業所

たとえばこんなとき…

- 認定を受けたが、どうしていいかわからない
- ケアプランをつくってほしい

●居宅介護支援

ケアプランの作成のほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援するサービスです。ケアマネージャー（介護支援専門員）がおこないます。



自己負担はなく無料です。
（全額を介護保険で負担します）

お問い合わせ

騎西町社会福祉協議会
介護サービスセンター

居宅介護支援事業所
（ケアプラン作成業務） 73-6621

訪問介護事業所 73-1518

自立した生活を応援 介護保険サー

私たち誰もが訪れる老後、その老後の最大の要因である介護問題に因應するため介護保険制度は「介護を必要とする高齢者を社会全体で支え家族介護の負担を軽減する」という目的で作られました。社協では誰もが安心して暮らせる地域社会を作るために地域で役割を果たすこと、高齢者や困っている人たちの基盤を作ることが重要という立場から介護保険事業を開始します。

たとえばこんなとき…

- 転ばないように、住まいを直したい

●居宅介護住宅改修

小規模な住宅改修の費用が支給されます。

- ①手すりの取り付け
- ②段差の改修
- ③滑りの防止、移動の円滑等のための床材の変更
- ④引き戸等への扉の取り替え
- ⑤洋式便器等への便器の取り替え
- ⑥その他これらの各工事に附帯して必要な工事

屋外部分の改修工事も給付の対象となります
一つの住居につき20万円まで（原則1回限り）

引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

するために4月から ビス事業を開始

訪問介護 事業所

たとえばこんなとき…

- 入浴やトイレにいくのを手伝ってほしい
- 衣類の交換をしてほしい
- 食事の世話をしてほしい

●訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが訪問し、介護や家事援助などをします。



次のようなサービスは介護保険の対象外となります。
本人以外の部屋の掃除 庭の草むしり、大掃除など
くわしくはサービス提供事業者・ケアマネージャーにご確認ください。

＜身体介護中心＞はこのようなサービス
世帯や家族の状況にかかわらず、利用できます。
入浴、排せつのお世話
衣類やシーツの交換
通院の付き添いなど

＜家事援助中心＞はこのようなサービス
一人暮らしの場合など、利用できる条件があります。
住居の掃除、洗濯、買い物
食事の準備、調理など

内容	費用のめやす	自己負担(1割)
身体介護中心	30分未満 2100円	210円
	30分～1時間未満 4020円	402円
家事援助中心	30分～1時間未満 1530円	153円
	1～1.5時間未満 2220円	222円
身体介護・家事援助が同程度行われる場合	30分～1時間未満 2780円	278円
	1～1.5時間未満 4030円	403円

早朝(午前6～8時) 夜間(午後6～10時)は25%加算。
深夜は50%加算。

4 サービスの 選択・利用



「居宅」か「施設」かを選び、サービスを利用します。
「居宅サービス」を利用される方は、居宅介護支援事業者に連絡し、ケアプラン（介護サービス計画）の作成を依頼します。
「施設サービス」を利用される方は、直接施設に申し込みます。
介護サービスを利用したら費用の1割を支払います。

3 結果通知



申請から約30日で認定結果が届きます。
「要支援」「要介護1～5」と認定を受けた方は、サービスを利用できます。
「非該当」の方は介護保険のサービスは利用できませんが、市町村の一般福祉サービスなどを利用することができます。
認定結果に不服がある場合は都道府県に設置されている「介護保険審査会」に申し立てができます。

2 要介護認定



申請をすると、訪問調査や公平な審査が行われます。
「訪問調査」による一次判定や「主治医の意見書」などをもち、専門家によって総合的に審査、判定されます。
認定された方は、「要支援」「要介護1～5」の6段階に分かれます。

1 申請



申請窓口は…
市町村の窓口で申請をします。
市町村の介護保険担当課
指定居宅介護支援事業者
在宅介護支援センター
介護保険施設

介護サービスをご利用になりたい方は、市町村の窓口で申請し、要介護認定を受けてからサービスをご利用ください。
介護保険の「申請」から、サービス利用までの流れは次のようになっています。

介護サービスの利用は
まず、申請から